

船舶事故調査報告書

平成23年12月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年7月26日 02時00分ごろ
発生場所	沖縄県うるま市平敷屋漁港東方沖の南浮原島付近 うるま市所在の金武中城港平敷屋沖防波堤南灯台から真方位113° 3.5海里（M）付近 （概位 北緯26°17.0′ 東経127°59.0′）
事故調査の経過	平成23年7月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一さつき丸、7.9トン ON2-0751（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×3.15m×1.06m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数60、昭和62年2月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年11月17日 免許証交付日 平成20年6月23日 （平成25年9月21日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船尾船底部に破口
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成23年7月25日17時ごろ平敷屋漁港を出港し、同漁港東方沖の漁場においていか釣り漁の操業を行い、翌26日01時30分ごろ、操業を終えて同漁場を発進し、同漁港に向けて帰途についた。</p> <p>船長は、操舵室で椅子に腰を掛け、GPSプロッターにより船位を確認しながら、速力約7ノットで自動操舵により平敷屋漁港東南東方沖3.5M付近の津堅口（うるま市南浮原島及び津堅島との間の水域）に向けて西進した。</p> <p>船長は、操業中に仮眠がとれず、疲れていたことから眠気を催すようになったが、椅子に腰を掛けた姿勢で当直を行っていたところ、居眠りに陥った。</p> <p>船長は、津堅口付近で手動操舵に切り換え、津堅口の中央に向かう針路に変針することにしていたところ、居眠りしていたので、津堅口付近の変針予定場所に達したことに気付かずに同じ針路で航行した。</p> <p>本船は、津堅口付近の変針予定場所を通過して津堅口北側の南浮原島東方に広がるさんご礁に向かって航行し、02時00分ごろ同さんご礁に乗</p>

	<p>り揚げた。</p> <p>船長は、所属漁業協同組合を經由して海上保安庁に事故発生を通報した。</p> <p>船長は、巡視艇に救助され、本船は、満潮時に離礁して僚船により平敷屋漁港へえい航された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 満潮時</p>								
その他の事項	<p>本船は、レーダーが装備されておらず、船首約0.2m、船尾約1.5mの喫水であった。</p> <p>津堅口は、北側にある南浮原島及び南側にある津堅島間の水域であり、両島の周辺に広がるさんご礁によって可航幅が約0.8Mと狭くなっている。津堅口の中央部付近（事故発生場所の西方約1.3M）には、安全水域標識である津堅口金武中城港津堅口灯浮標（モールス符号白光、毎8秒にA）が設置され、同灯浮標の周囲に可航水域があることを示している。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、平敷屋漁港東方沖の津堅口付近を自動操舵により西進中、単独で船橋当直中の船長が、椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直を行っていたところ、居眠りに陥ったことから、津堅口付近の変針予定場所を通過して南浮原島東方沖のさんご礁に向けて航行し、同さんご礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、平敷屋漁港東方沖の津堅口付近を自動操舵により西進中、単独で船橋当直中の船長が、椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直を行っていたところ、居眠りに陥ったことから、津堅口付近の変針予定場所を通過して南浮原島東方沖のさんご礁に向けて航行し、同さんご礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、平敷屋漁港東方沖の津堅口付近を自動操舵により西進中、単独で船橋当直中の船長が、椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直を行っていたところ、居眠りに陥ったことから、津堅口付近の変針予定場所を通過して南浮原島東方沖のさんご礁に向けて航行し、同さんご礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、平敷屋漁港東方沖の津堅口付近を自動操舵により西進中、単独で船橋当直中の船長が、居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して南浮原島東方沖のさんご礁に向けて航行し、同さんご礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋当直中に眠気を催した場合には、椅子から離れて身体を動かすなどして眠気を払拭すること。 								